

添付文書
歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN : 16670000

マルチクラウンカッター

【禁忌・禁止】

- ・破損、変形、劣化が見られるものは使用しないこと。
- ・歯科従事者以外は使用しないこと。
- ・本来の目的以外には使用しないこと。
- ・注意事項を厳守の上、使用のこと。
- ・器具の改造は行わないこと。

【形状、構造及び原理等】

〔形状、構造〕

微細なダイヤモンド結晶で砥着された作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、回転させ手研削を行うバーである。形状により 3 種類ある。
（推奨回転速度：300000～400000rpm）

	①CT-1	②CT-2	③CT-3
			
ヘッド径	1.8	1.8	1.3
作業長	6.0	8.0	6.0
全長	19.0	21.0	19.0
シャンク	FG	FG	FG

(mm)

〔原材料〕

ステンレススチール（SUS316）、ダイヤモンド砥粒

〔原理〕

微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

【使用目的又は効果】

微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

【使用方法等】

- ①使用用途に合ったサイズを選択する。
- ②歯科用ハンドピースに装着する。
- ③使用前に回転させ、異常がないことを確認する。
- ④回転させ、被研削物に接触させて研削を行う。
- ⑤使用後は、洗浄・滅菌を行う。（オートクレーブ滅菌 134℃ 5 分以上 乾燥 10 分以上）

【使用上の注意】

- ・使用前に必ず、洗浄・滅菌がされていることを確認すること。（オートクレーブ滅菌 134℃ 5 分以上 乾燥 10 分以上）
- ・酸性系消毒剤は使用しないこと。
- ・シャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- ・無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ・使用の際は、必ず保護メガネをご使用すること。
- ・本来の目的以外には使用しないこと。
- ・歯科医療有資格者以外は、使用しないこと。
- ・推奨回転数以内で使用する。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・高温・多湿を避け、直射日光のあたらない清潔な場所に保管すること。
- ・保管中、損傷しないように注意すること。
- ・小児の手の届かない、適切な場所に保管すること。

〔有効期間〕

- ・特に定めはないが、異常が見られる場合は使用を避けること。

【保守・点検に係る事項】

- ・使用前にヒビ、割れ、欠け、腐食などの器具の異常がないか目視で確認すること。
- ・異常をみとめた場合又は使用中に異常を感じた場合は使用を中止すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者	（株）ビーエスエーサクライ
住所	名古屋市天白区高島 1-117-1
電話番号	052-805-1181
外国製造業者	INTER-DENTAL R&D CENTER CO., Ltd (インターデンタル アルアソシエーツ カンパニーリミテッド)
国名	韓国